

「高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

平成 30 年 3 月 2 日
株式会社名古屋証券取引所

株式会社名古屋証券取引所（当取引所）では、高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について、その要綱を平成 29 年 12 月 20 日に公表し、本年 1 月 19 日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下をご覧ください。
また、個別の F A Q についても別紙に記載をしておりますので、合わせて参照いただければと思います。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>＜高速取引行為に係る取引戦略の明示＞</p> <ul style="list-style-type: none">「取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始する」とあるが、第一種金融商品取引業者が高速取引行為に係る変更登録の完了の旨を当局から連絡受領の後、高速取引行為に係る注文電文に取引戦略のフラグを付すことを開始するまでの間については、システム変更に係る作業計画などを立てて実施する必要があるため、相応の期間を設けて頂きたい。	<ul style="list-style-type: none">ご指摘のとおり、登録等の完了後、即時にシステム変更を実施し取引戦略のフラグを付していただくことは困難であると考えられることから、週末に実施する取引所の休日テスト等を経てシステムの安定稼働を確認してから可能な限り速やかに開始していただくことを想定しております。登録等の完了後、概ね 3 週間以内に開始いただくことを想定しております。なお、平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに高速取引行為を行う者については、登録等の完了後、実際に高速取引行為を開始する時からフラグを付していただくことが必要となります。上記対応については第一種金融商品取引業者が高速取引行為を行う場合に限らず、高速取引行為者等が高速取引行為を行う場合でも同様です。

2	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者の登録制等の導入に伴い投資部門別取引状況報告等の各種統計の報告に追加や変更はないという理解で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご理解のとおり、現状では投資部門別取引状況報告等の各種統計の報告に追加や変更は予定しておりません。
---	---	---

提出者：1・2＝三菱UFJモルガンスタンレー証券

なお、要綱の「2. 仮想サーバ申請」において、「・登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。」という記載がありましたが、「証券コード協議会」は「株式会社名古屋証券取引所」と修正いたします。その他につきましては原案どおりといたします。

以上